

Title	利益計算と貸方区分
Sub Title	Income calculation and classifying in balance sheet's credit
Author	木村, 太一(Kimura, Taichi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2017
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.59, No.6 (2017. 2) ,p.91- 104
JaLC DOI	
Abstract	<p>本稿では「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張についての検討を行う。当該主張は(表現の差はあれど)多く受入れられている主張なのではないかと考えている。しかし本当にこの主張は正しいのだろうか。</p> <p>本稿ではこの疑問を出発点として、最終的には当該主張の基礎にある前提を探り出し、その前提の更にその前提を探り出すことを目的としている。</p> <p>先ず、先の疑問に答えるために、同主張の論拠を紹介し、これを検討する。そしてその中で同主張にはある前提が置かれていることを述べる。それを受けて次の様な問題を設定する。即ち、</p> <p>「同主張を支えるその前提が、前提として置かれている場合にどの様な利益計算が為されるのか」という問題である。そして、当該問題の検討を通じて、</p> <p>我々が「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張を行うとき、我々はどの様な利益計算を念頭に置いているのかを考える。</p> <p>When we discuss how the items entered in balance sheet's credit should be classified, it is often said as follows ; when we calculate income with double entry bookkeeping, they must be classified into two groups.</p> <p>Is this theory sound under any conditions?</p> <p>At first, this paper points out the condition which makes the theory sound. And secondly, it discusses the characteristics of income when the condition is premised, comparing those when it isn't.</p> <p>Finally, this paper points it out what type of income calculation we consider when we say that theory.</p>
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20170200-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20170200-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

利益計算と貸方区分

Income calculation and classifying in balance sheet's credit

木村 太一(Taichi Kimura)

本稿では「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張についての検討を行う。当該主張は（表現の差はあれど）多く受入れられている主張なのではないかと考えている。しかし本当にこの主張は正しいのだろうか。

本稿ではこの疑問を出発点として、最終的には当該主張の基礎にある前提を探り出し、その前提の更にその前提を探り出すことを目的としている。

先ず、先の疑問に応えるために、同主張の論拠を紹介し、これを検討する。そしてその中で同主張にはある前提が置かれていることを述べる。それを受けて次の様な問題を設定する。即ち、「同主張を支えるその前提が、前提として置かれている場合にどの様な利益計算が為されるのか」という問題である。そして、当該問題の検討を通じて、我々が「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張を行うとき、我々はどの様な利益計算を念頭に置いているのかを考える。

When we discuss how the items entered in balance sheet's credit should be classified, it is often said as follows; when we calculate income with double entry bookkeeping, they must be classified into two groups.

Is this theory sound under any conditions?

At first, this paper points out the condition which makes the theory sound. And secondly, it discusses the characteristics of income when the condition is premised, comparing those when it isn't.

Finally, this paper points it out what type of income calculation we consider when we say that theory.

## 研究ノート

## 利益計算と貸方区分<sup>1)2)</sup>

木村 太一

### <要 約>

本稿では「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張についての検討を行う。当該主張は（表現の差はあれど）多く受入れられている主張なのではないかと考えている。しかし本当にこの主張は正しいのだろうか。

本稿ではこの疑問を出発点として、最終的には当該主張の基礎にある前提を探り出し、その前提の更にその前提を探り出すことを目的としている。

先ず、先の疑問に応えるために、同主張の論拠を紹介し、これを検討する。そしてその中で同主張にはある前提が置かれていることを述べる。それを受けて次の様な問題を設定する。即ち、「同主張を支えるその前提が、前提として置かれている場合にどのような利益計算が為されるのか」という問題である。そして、当該問題の検討を通じて、我々が「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張を行うとき、我々は何の様な利益計算を念頭に置いているのかを考える。

### <キーワード>

利益計算, 貸方区分, 持分変動, 持分変動差額の取扱と持分の取扱の対一対応, 仮勘定, 全体利益

---

1) 貸方二区分が前提となっている場合、「負債と資本」の区分と言うか、「負債と持分」の区分と言うか表現の分かれるところかと思う。本稿では二区分の場合「負債と資本」という表現を用い、貸方全体を「持分」と表現している。

尚、後でも触れるが、本稿において「負債」や「資本」という用語には、経済的義務や株主の請求権といった様な意味内容は一切含まれていない。本稿では、「持分変動差額が利益算入される様な持分」を「負債」、「持分変動差額が資本算入される様な持分」を「資本」と便宜的に呼称しているだけである（詳しくは註19を参照。）。

2) 本稿では、会計主体が発行し、貸方項目として表現されている金融商品について、これらを如何なる区分の下で取扱うかに関する問題を以て「貸方区分」の問題としている。それ故、本稿では、その他の包括利益及びその累計額については考慮外としている。これらを含む利益計算の仕組については別稿にて挑戦したい。

## 1. 議論の出発点

貸借対照表貸方区分の議論を行うとき、請求権の優先劣後関係や所有関係の有無といった情報を示すという観点（以下、「情報開示の観点」と）、利益計算の観点という2つの観点が大きく取上げられる<sup>3)</sup>。この際、後者の観点で議論を行う場合、貸方は二区分に成らざるを得ないという主張を耳にする。言換えれば利益計算は貸方二区分を前提として為されるものという主張である。

本稿では前提として、ここでの利益計算とは複式簿記を前提として為されているのだろうと考える。加えて、現行の企業会計において利益計算を行わないということは想定されていないと考える。そうすると当該主張に従った場合、情報開示の観点からはより自由な区分が仮に望ましいと考えられたとしても、何とか貸方二区分という仕組の中で情報要求に対応せざるを得ない。ある程度行いたい情報開示の姿は捉えられていても、それを利益計算という別の観点から要請された仕組で行わなければならない。そんな情報開示と利益計算の両観点の相克が、貸方を如何に区分するかという議論を混迷させる原因の1つである。その様に私は考えている。

この話の前提は、利益計算を行うこと、そして「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」ことの2つである。前者は先にも述べたが本稿の所与であり議論の対象ではない。本稿で先ず聞きたいのは後者の妥当性である。私は「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張は妥当なものだと考えていた。だからこそ、貸方区分の議論が混迷する要因は情報開示と利益計算という両観点の相克にあると考えたのである。しか

3) 徳賀 [2014] においては、「情報次元での区分」、「期間損益計算との関係の次元での区分」とされ、それぞれの次元における貸方区分上の論点が取上げられている（主として同書、299-306頁）。また、川村 [2004] では、「請求権の優先劣後関係の表示目的」と「利益計算の目的」の2つの目的から区分問題を考察している（主として前者は同稿、81-88頁、後者は同稿、88-92頁。）。

し、今一つ釈然としない。本当に利益計算を行う場合には、貸方は二区分されるのだろうか。この疑問を検討すること、これが本稿の議論の出発点である。

## 2. 「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張の検討と問題提起

### (1) 本稿で検討する同主張の根拠について

「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」と主張するためには、①利益計算を行う場合には貸方に三区分子を設けることはできない、ということ述べる必要がある。これに加えて、そしてこれとは反対に、②利益計算を行う場合には貸方の区分を取扱うこともできない、ということ述べる必要もある。つまり利益計算を行う場合には、貸方は二区分より多くも少なくもできない、そう述べることで初めて「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」と主張することができる。

当該主張の論拠はこれまでいくつか述べられてきているが、ここではそのうちの1つを検討し、他の論拠の検討は補遺に回すこととする。他の論拠については、ここで取上げるものと実質的に同じであると考えられるものや、論拠としては成立していないと考えられるものだからである。

### (2) 持分変動差額の取扱からの根拠

本文で検討する「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張の論拠は以下の通りである。

金融商品を発行し、当該発行を表現する様に何らかの貸方項目が計上される。本稿では、会計主体によって発行され、会計上貸方項目として表現されることとなった金融商品を以て「持分」と呼ぶ。さてこのとき、当該持分の時価変動（社債や売建オプションの時価変動）や、或いは持分の消滅（債務免除やオプションの行使、株式の無償取得等）を会計上表現する場合には、それら持分を表現していた貸方項目が増減することになる。当該の持分の時価変動や消滅等を纏めて持分変動と呼ぶと、このとき、当該持分変動を会計上表現するに際して生じる貸方差額（以下、「持分変動差

額」をどの様に取扱うかという問題が生じることになる。即ち複式簿記を用いて利益を計算することを前提とすると、こうした持分変動差額（を生じさせた取引）を利益計算に算入させるか（損益取引と見るか）、はたまた利益計算から排除するか（資本取引と見るか）のいずれかを決める必要が生じるのである。<sup>4)</sup>

そしてこのとき、当該持分変動が資本取引か損益取引かのどちらとして取扱われるかは、当該持分変動を生じさせた持分の貸借対照表貸方での取扱に起因する。例えば、現行の基準では、負債として取扱われている社債はその返済が免除された場合には、当該返済の免除は損益取引として考えられ、当該持分変動差額は利益として取扱われている。これは社債が負債として取扱われていることに起因する。一方、自社株式の無償譲渡を受けた場合はどうか。自社株式の無償譲渡は損益取引か資本取引かという以前に会計上の取引としては捉えられてはいないとも考えられる。しかし、自社株式の無償譲渡は資本取引として考えられ、<sup>5)</sup> 当該持分変動差額は資本修正として取扱われているとも考えられる。この様に考えると、自社株式の無償譲渡においては、自社株式の資本としての取扱が当該無償譲渡時に生じた持分変動差額の取扱を決定していると言える。

以上のことから次の様に言うことができる。利益を計算する以上は、持分変動差額を利益計算に算入させるか、はたまた利益計算から排除するかのいずれかを決める必要がある。そして当該持分変動が資本取引か損益取引かのどちらとして取扱

われるかは、当該持分変動を生じさせた持分の貸借対照表貸方での取扱に起因する。持分変動差額の取扱が利益算入又は資本算入以外の第三の取扱がない以上、貸方区分も第三区分目というものを想定することはできない。逆に持分変動差額の取扱を決定しないという選択も亦ない以上、貸方区分を取扱うということも想定しかねる。これが同主張の論拠である。

短く纏めれば、利益計算において持分変動差額の取扱が二択である以上、それを生じさせた持分の貸借対照表貸方での取扱も二択になり、だからこそ、利益計算を行う以上、貸方の区分は二区分になる、ということになるだろう。

### (3) 当該主張の根拠への反論と問題提起

以上が、私が最も強力だと考える同主張の論拠である。しかしこの論拠にはどこか飛躍があるのではないだろうか。私が気になったのは「当該持分変動が資本取引か損益取引かのどちらとして取扱われるかは、当該持分変動を生じさせた持分の貸借対照表貸方での取扱に起因する」というこの部分である。なぜその様に言えるのだろうか。

確かに持分変動差額が生じた際には、当該差額を利益算入させるか資本算入させるかの二択を迫られることになる。しかしそうだからと言ってその決定を、当該変動した持分の取扱に従属させる必然性があるのかと問われると、どうにも答に窮せざるを得ない。

仮に持分変動差額の取扱と持分の取扱を独立させることができるのなら、持分変動差額の取扱が二択であることは、持分の取扱が二択であることの論拠には最早ならない。そして、この2つの取扱が一一対応である必然を私はどうしても見出すことができないのである。それ故、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張は、根拠不十分で棄却される。そう結論したくなる。

しかし、先の持分変動差額の取扱と持分の取扱の一一対応はそもそも論証されるべきものなのだろうか。勿論、そうだと言えるかもしれない。しかし、こうも考えられはしまいか。即ち、当該一一対応が成立しないとした途端に「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張

4) つまり、持分変動に伴ってその変動額が記帳される際、貸借複記の関係上、何がしかの相手勘定を記帳する必要がある。貸借対照表と損益計算書というのは、決算整理後残高試算表を2つに分けたものなのだから、当該持分変動の相手勘定を試算表分割の際に貸借対照表側と損益計算書側のどちらに帰属させるか（損益勘定とするか残高勘定とするか）を決しない限り当該分割が為され得ないことになってしまう。

5) 即ち、無償譲渡した持分権者に帰属する持分の減少記録（借方記入）と、他の持分権者に帰属する持分の増加記録（貸方記入）が同時に同額で為され、それらが相殺していると見るということである。

が成り立たなくなるのなら、当該一対一対応は、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張の要となる大前提であると。つまり当該一対一対応は論証の対象というよりも、論証の前提となる様な、いわば公理に近い存在なのではないだろうか。その様に私は考えたのである。そうすると、利益計算には、当該一対一対応を前提として受入れる利益計算と、前提としない利益計算とがそれぞれ想定されると考えられる。

そこで、次の様な問題を設定したい。即ち、貸方二区分が帰結される利益計算、換言すれば持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応が前提とされている利益計算には、そうでない利益計算と比べてどの様な特質があると言えるのだろうか、という問題である。そして次節では、この問題を考えるためにある試みを取上げようと思う。

### 3. 山田 [2012] の売建プット・オプション

持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応が前提とされている利益計算には、そうでない利益計算と比べてどの様な特質があると言えるのだろうか。この2つの利益計算の違いを探るのに、山田純平がその著で論じている売建プット・オプションの会計処理を取上げる。

山田 [2012] では売建プット・オプションの会計処理を題材に、利益計算と貸方区分についての検討が為されている。そこでは、「会社とその背後の既存株主を一体化させる枠組みのもとで」<sup>6)</sup>、「会社背後の株主の最終的な損得を考え」<sup>7)</sup>た場合に、当該オプションについてのどの様な会計処理が帰結されるかについての検討が為されている。そして最終的に山田は、株主に生じた富の希薄化を会計上の利益計算に反映させる提案を行っている。

#### (1) プット・オプションとその時価変動

プット・オプションとは、将来の一定の期間に、一定の価格（権利行使価格）で、一定数の株式を

売渡す権利である。ここで問題にされているのは、当該プット・オプションについて、自社の株式を原資産として会社が発行した（売建てた）場合である。従って、発行会社としては、当該条件で自社株式を買取る義務ということになる。

当該オプションの行使に伴って、<sup>8)</sup> 自社株式を時価以上の価格で買取る場合、市場から自社株式を購入する場合と比べて多くの資金を流出させることになる。これは、オプション発行会社からすれば一種の機会損失を意味し、オプションを保有していない株主にとっては持分の希薄化損失を意味する。これら損失はどこへ行ったかと言えば、勿論、オプションの行使によって株主から抜けた者の元に（利得として）帰属することになったと言うことができる。つまり、オプションの行使によって株主から抜けた者と、当該オプションを持たずに株主として留まった者との間に富の移転が生じることになる。

オプションを保有しない株主にどれ程の希薄化損失が生じるかは、オプションの行使が為されるまで分からない。逆に行使されてしまえばそれは一義的に決まる。しかし、山田は「会社とその背後の既存株主を一体化させる枠組みのもとで」、オプションの行使以前から当該希薄化損失を利益計算に反映させることを提案している。それはどの様に為されるかと言えば、当該オプションを時価評価することによって為されると主張するのである。

オプションの理論価格は、「行使日までの不確定要因を含めた最終的なリターンの期待に基づいて」<sup>9)</sup> 決定される。勿論、実際のオプションの時価はその他の要素を多分に含みながら決定されるが、あくまで理論的には、オプションの時価は保有者

8) この場合の「行使」はオプション所有者から見た表現である。オプションの「発行」や「設定」といった表現については、オプション発行会社から見た表現を探るのに対し、「行使」だけはオプション所有者から見た表現を探るのが通例である。統一感がないのは承知であるし、通例が是だと言うつもりも毛頭ないが、さしあたり本稿においても「行使」だけはオプション所有者から見た表現を探ろうと思う。

9) 斎藤 [2013], 289頁。

6) 山田 [2012], 106頁。

7) 同前書, 97頁。

の最終的な利得（即ち最終的な希薄化損失）をリスク込みの割引率で割引いた現在価値に等しくなる。<sup>10)</sup>

従って、各期のオプションの時価差額が、その期にオプションを保有していない株主に生じた希薄化損失に近似していると言うことができるのかもしれない。<sup>11)</sup>

## (2) 山田の試み

さて、ここからが会計の話である。山田は次の様な設例を用意している。

### [設例]

- ・ 自社株式を原資産とするプット・オプションを1万株分発行する。
- ・ 当該プット・オプションの発行価格は1つ当たり2ドル。
- ・ 権利行使価格は1株当たり19ドルである。
- ・ オプション発行時の自社株式の市場価格は20ドルである。
- ・ オプション行使時の株価は12ドルである。
- ・ オプション行使時のオプションの時価は7ドルである。

このとき、プット・オプションの発行時に①当該オプションを資本として取扱う場合の処理と②負債として取扱う場合の処理を提示する。これに加えて、以下の様に述べて①、②とは異なる処理③を選択肢に入れる。

10) つまり、オプション発行時に受取るオプション料は、行使時の希薄化損失の現在価値に相当するから、当該希薄化損失を（あくまで現在価値であるが）補償する金額ということになる。

11) かなり曖昧な一文になってしまったが、この部分については表現するのに非常に苦慮した。何しろ未だ希薄化は生じていないので、オプションの時価差額は希薄化損失であるとは言えない。さりとて、当該時価差額には期待外の利得が含まれているので、希薄化損失の変動の割引現在価値と言うわけにもいかない。それ故、この様な曖昧な表現となってしまった。但し、時価差額が正確にどんな意味を有しているかは本稿の関心事ではないので、本稿ではこの表現で落ち着かせることにした。

この考え方（＝負債として取扱ったならば行使時に利益とする考え方）のもとでは、一度、負債か持分かを決めたら、オプションが行使されるかどうかとは無関係に、負債が減少する場合には利益を増加させ、持分（＝資本）の場合は拘束させたままということになる。

それに対して、同じオプションの消滅でも、行使か非行使かで会計処理を分ける考え方もある。非行使の場合は時価評価されたオプションを利益に算入し、行使の場合は持分（＝資本）に入れるやり方である。行使されるかどうかという事実に依存している点で、この方法はオプションを仮勘定としてみてい<sup>12)</sup>ると言える。

①、②、③の処理について示したものが表1である（単位はドル）。<sup>13)</sup>

そして山田は「会社とその背後の株主を一体化させた枠組みのもとでは、オプションの行使に

12) 山田 [2012], 105頁。尚、括弧内は引用者。

13) 山田はプット・オプションの発行時点と行使時点との間に期末を設けていない。山田が設けている時間区分は当該オプションの「設定時」、「設定期間中」、「行使時」の3つであり、②と③の場合に行われるオプションの時価評価の処理は「設定期間中」に為されるものとして示されている。「設定期間中」というのは何とも曖昧だが、山田の説明を読む限り、恐らくオプションの設定中に期末を迎えた場合には（②と③においては）、その時点でオプションの簿価を時価に評価替えすると考えられ、オプションの行使時には、当該簿価を行使時点の時価を以て評価替えするものと考えられる（そして各々、時価と簿価との差額を利益算入する。）。本稿では、山田の設例にできるだけ手を加えない方針を採ったため、期末を迎える想定はしていないが、「設定期間中」に為されるとして提示されている時価評価の処理については、「行使直前」という時点を設けてその時点で為されるものだと考えて処理を提示している。また、本稿ではオプションの発行時点と行使時点、そして両時点の間をオプションの設定中と表現するため、「設定時」は「発行時」と言換えてある。

表 1

	①	②	③
発行時	(借) 現金 2 (貸) オプション 2	(借) 現金 2 (貸) オプション 2	(借) 現金 2 (貸) オプション 2
行使直前	処理なし	(借) 損失 5 (貸) オプション 5	(借) 損失 5 (貸) オプション 5
行使時	(借) オプション 2 (貸) 資本 2	(借) オプション 7 (貸) 利得 7	(借) オプション 7 (貸) 資本 7

伴って株主から外部に富が流出したと考えられ、その分だけ、オプションの設定から消滅までの全期間を通算した利益を減少させる必要がある<sup>14)</sup>」として、当該枠組みの下では③になると主張している<sup>15)</sup>。

この処理のポイントは、オプションの発行から行使までの間（以下、「オプション設定中」）に生じた当該時価の変動額（5万ドル）を会計上認識する際に、利益を伴ってこれを認識する一方で、オプション行使による当該簿価の消滅額（7万ドル）は利益の減少を伴わずにこれを認識する点にある。仮にオプション行使による当該簿価の消滅も利益を伴って認識してしまうと、これまでオプション簿価の増加を伴って計上してきた損失（5万ドル）が、損失に伴い大きくなった簿価（7万ドル）が利益算入されることで（期間を跨いで）相殺される。そうすると、せっかく計上してきた株主持分の希薄化損失が取消されてしまう（結局期間を跨いで見れば2万ドルの利得<sup>16)</sup>ということになる。従って、上記の如く処理することで、オ

プション設定から行使までに計上してきた損失がオプション簿価を利益算入することで取消される、という事態を避けることができる。これについて、山田は「そこでの（＝オプションの設定中の）利益の減少は株主持分の価値の希薄化に対応していたが、そのこと（＝当該利益の減少を取消さないこと）は、利益が最終的に株主に帰属することを示している<sup>17)</sup>」<sup>18)</sup>としている。

ㄨ その希薄化が確定する時点において、時価評価を取り消す（利益を増加させる）ことは一貫性を欠く」（同前書、108頁。）と説明している。

17) 同前書、110頁。尚、括弧内は引用者。

18) 山田 [2012] の議論は基本的に Ohlson and Penman [2005] の議論に依拠している。両者の主な違いは、①山田 [2012] がオプション設定中に生じた当該時価の変動額を単に純利益の要素として利益算入しているのに対し、Ohlson and Penman [2005] では、当該時価変動をオプションに係る利子とそれ以外とに分け、前者を純利益の要素とし、後者をその他の包括利益の要素として利益算入している点、②山田 [2012] がプット・オプションを対象としているのに対し、Ohlson and Penman [2005] がコール・オプションを対象にしている点、及び③山田 [2012] が現金を対価にしたオプションの発行を想定しているのに対し、Ohlson and Penman [2005] では従業員の労働用益を対価にしたオプションの発行（いわゆるストック・オプション）を想定している点である。本稿の関心から言えば、これらの差は問題ではない。それ故どちらを取上げても、本稿における結論は変わらない。そうであれば、よりシンプルな議論を取上げる方が賢明であろう。それ故、本稿では山田 [2012] の処理を取上げた次第である。

14) 山田 [2012], 110頁。

15) 山田に依れば、オプションを発行した「会社だけをみていたのでは、オプションが行使されたときの会計処理は決まらず、最終的な損得の意味もわからない。」（同前書、109頁。）としている。つまり、①、②、③は無差別となるということだろう。そこで、処理の「決め手として、会社背後の株主の最終的な損得を考える必要がある」（同前書、97頁。）としている。そして当該立場からは③を積極的に選択される、これが山田の主張の骨子だと考えられる。

16) 山田はこのことについて、「それまで時価評価してきたのは、持分の希薄化を、いわば先取りした形で利益に反映させていたのであって、

#### 4. 一対一対応の前提と山田説の成立の条件

山田の試みには大変興味深いものがある。しかし、本稿の関心事は売建プット・オプションの会計処理でもなければ、ましてや株主の富の希薄化を会計上反映させることの妥当性でもない。本稿の関心は言うなれば山田の提示した処理が成立する前提にある。

以下では、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提とする利益計算と、そうでない利益計算とで、山田の処理がそれぞれ成立するかを検討する。そこで、「持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応」の内容を今一度確認しておこう。

この一対一対応においては、持分変動差額は利益算入されるか資本算入されるかの二択となることが前提になっている。そして、当該差額が利益算入される様な持分（こちらを便宜上、「負債」と呼ぶ。）と、資本算入される様な持分（こちらを便宜上、「資本」と呼ぶ。<sup>19)</sup>）が想定される。持分が負債か資本かに分類されれば、自動的に当該持分変動差額の取扱も決定される。反対に、持分変動差額を利益算入したら当該変動した持分は負債として取扱われ（ていたと判断され）、資本算入したら当該変動した持分は資本として取扱われ（ていたと判断され）る。両取扱の決定は厳密に同時であり、この関係は循環と表現しても良いと考えられる。これが当該一対一対応の内容である。

そして結論から言えば、持分変動差額の取扱と

持分の取扱の一対一対応を前提とした利益計算の下では、山田の処理は成立せず、当該一対一対応の前提を取払った利益計算において初めて、この処理が成立すると考えられる。

##### (1) 一対一の対応を前提とした場合の成立可能性

先ず、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提とした利益計算の下では、山田の議論は成立しないと考える理由は以下の通りである。

③の処理では、希薄化損失を反映させるために、オプション設定中に生じた時価の変動を会計上認識し、加えて当該時価変動を認識する際に生じる持分変動差額を利益に算入している。言葉を換えれば当該時価変動を損益取引として認識している。あくまで持分変動差額の取扱と持分の取扱は一対一で対応することを前提とする場合には、当該持分変動差額を利益算入するためには、当該オプションを会計上負債として取扱っておく他はない。資本として取扱っていてもオプションの時価変動の認識を否定しきる理屈が存在するわけではないが、仮に当該時価変動を認識したとしても、当該オプションを資本として取扱いながら当該時価変動を損益取引として認識することはこの前提の下では不可能である。

一方、当該オプションを負債として取扱っている場合、当該オプションの行使は損益取引となり、当該行使に伴い認識する簿価の消滅額は利益に算入される。そうすると、先にも述べたが、これまで計上してきた希薄化損失に相当する分大きくなった簿価が利益として計上され、当該希薄化損失は期間を跨いで見れば相殺されてしまう。山田は正にこの相殺を回避すべく③の処理を提示したわけだが、当該前提の下では、オプション設定中に既に当該持分を負債として取扱っている場合には、行使に伴い認識する簿価の消滅額も亦、利益算入されることになる。

オプション設定中の時価変動差額を利益算入するには当該オプションを負債として取扱うしかないが、その負債としての取扱が行使時のオプション簿価消滅額の資本算入を妨げる。他方、行使を資本取引と考え、行使時の簿価消滅額を資本算入したければオプションを資本として取扱っておく

19) 註1でも述べたが、本稿では、便宜的に「負債」や「資本」という名称を用いているだけであり、そこに「持分変動差額が利益算入される様な持分」と「持分変動差額が資本算入される様な持分」以外の意味はない。それ故、本稿の議論は、本稿において「負債」と呼ばれている方の項目（即ち「持分変動差額が利益算入される様な持分」）や「資本」と呼ばれている方の項目のそれぞれに対して、具体的にどの様な意味を付加するかについては中立的な議論である。従って亦、それぞれの項目に具体的にどの様な意味内容を付加しても成立する議論である。

必要があるが、それはオプション設定中に認識する時価変動差額を利益に算入することを許さない。

持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提とする以上この様に考えられるため、オプション設定中に生じた時価変動差額について利益を伴ってこれを認識する一方で、オプション行使による当該簿価の消滅額は利益の減少を伴わずにこれを認識する③の処理が、当該前提の下で成立することは不可能と言える。

## (2) 一対一の対応を前提としない場合の成立可能性

他方、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応の前提を取払った仕組の下では、勿論山田の議論は成立していると言うことができる。プット・オプションを負債として取扱いつつ、その消滅を資本算入しても良いし、当該オプションを資本として取扱いつつ、そのオプションの時価変動を認識し且つこれを利益算入することに何らの制限もないからである。

山田は仮勘定を用意していたが、上記の様に持分の取扱から持分変動差額の取扱が独立している以上、仮勘定を用意していなくとも、プット・オプションを負債として取扱いつつ、その消滅を資本算入することに最早制約はない。それ故仮勘定を用いなくとも、株主に生じた希薄化損失を利益計算に反映させつつ、その影響の(期間を跨いで)<sup>20)</sup>相殺を回避することは可能である。

従って、山田の提示したプット・オプションに関する処理は、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提とした利益計算の下では成立せず、当該一対一対応の前提を取払った利益計算において初めて成立すると考えられる。

20) 勿論このことは、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応の前提が取払われた利益計算の下では、③の結果をもたらすために仮勘定を用いる必要はない、と主張しているだけであり、仮勘定を設けてはならないと主張するものではない。寧ろ、当該一対一対応の前提が取払われた利益計算の下では、貸方区分は完全に自由なので仮勘定を設けようが何をしようが利益計算には影響しない(つまり、何をしても良い)。

## 5. 一対一の対応を破るとはどのようなことか

「オプション設定中の時価変動差額を利益算入するには当該オプションを負債として取扱うしかないが、その負債としての取扱が行使時のオプション簿価消滅額の資本算入を妨げる。他方、行使を資本取引と考え、行使時の簿価消滅額を資本算入したければオプションを資本として取扱っておく必要があるが、それはオプション設定中に認識する時価変動差額を利益に算入することを許さない。」そう私は主張した。しかし、だからこそ山田は仮勘定を用意したのだ、と反論されるかもしれない。しかし、私は仮勘定を用意したとしても、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提としながら山田の処理を擁護することは難しいと考えている。そして、やはり山田の処理は、仮勘定を設けることとは関係なく、当該前提を取払った場合に初めて成立するものであると考えている。

そこで、仮勘定の検討を通じて一対一対応の前提を取払うということについて、もう少し検討したい。

### (1) 一対一対応の前提の下で考えられる仮勘定

山田は③の処理について、「行使されるかどうかという事実に依存している点で、この方法はオプションを仮勘定としてみているといえる」と述べている。確かに簿価消滅に伴う持分変動差額の取扱は、行使されるか否かによって処理が決められることを想定しているから、その意味では確かに仮勘定と言える。しかし、簿価消滅に伴う持分変動差額まで、当該オプションに係る持分変動の処理を留保しているわけではない。上述の様に、山田の処理ではオプション設定中の時価変動について、これを会計上認識し利益算入している。

ここでは、あくまで持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提とする利益計算を想定して議論をしている。そうであるならば、オプション設定中に生じた当該時価の変動を会計上認識する際に、利益を伴ってこれを認識した時点で、当該仮勘定として取扱われている持分の仮勘定と

しての取扱は終了し、負債としての取扱を受ける。それでも尚、簿価消滅については行使の有無に応じて処理を決するとするならば、それは一対一対応の前提に反していると言わざるを得ない。

この処理と比較したいのは我が国の売建コール・オプション、即ち新株予約権の処理である。我が国の新株予約権の処理も、「行使されるかどうかという事実依存している点で、この方法はオプションを仮勘定としてみているといえる」。しかしこちらの場合は、行使によって当該オプションの簿価が消滅し持分変動が生じるまで、このオプションに係る持分変動について沈黙を貫く。そして、行使の有無が決する時点において初めて、当該オプションはこれに係る持分変動差額の取扱を決する局面を迎える。つまり、オプションの消滅に伴う持分変動差額の取扱の決定が初めての持分変動差額に関する取扱の決定であり、それ以降その決定が覆されることはない。その意味で、新株予約権に関する我が国の処理の場合、これを仮勘定だと考えても、一対一対応の前提に反してい

るとまで言うことはできない。

そうすると山田の提示した処理と我が国の新株予約権の処理は、同じ「仮勘定」と言っても、前者がその持分変動差額の取扱を状況に応じて自由に決定しているのに対し、後者は最初の持分変動が生じる局面までその取扱の決定を留保しているという点で大きく異なる。同じく簿価消滅時に伴う持分変動差額の取扱が「行使されるかどうかという事実依存している」と言っても、前者が当該取扱の決定を（行使までに生じた持分変動差額についての取扱と齟齬が生じようとも）それまでとは独立に行使の有無に依存させると考える一方で、後者は当該取扱の決定を唯一の持分変動差額に関する取扱の決定とすることで、少なくとも持分変動差額に関して取扱の差が出ることを巧みに避けている。前者が仮勘定を設けても一対一対応の前提を守れていないのに対し、後者は仮勘定を設けることによって一対一対応を守っているとも言える。

つまり、一対一対応の前提の中で成立が可能な仮勘定は、持分が変動を起こすまで当該持分を「負債か資本か」どちらとして取扱うかを留保するための仮勘定と言えよう。そうだとすると仮勘定として扱われている持分もいずれは「負債か資本か」のどちらかとして取扱われることになる。話を貸方二区分に戻して考えても、その意味での仮勘定ならば、貸方二区分を壊しているとは言えないだろう。つまり仮勘定を設けることは即ち三区目分を設けることは異なり、「負債か資本か」を決するまでの仮勘定であるならば、当該仮勘定を設けたとしてもそれは貸方二区分に抵触する話ではないと考える。<sup>23)</sup>

## (2) 一対一対応を破るということ

一対一対応の前提の下で考えられる仮勘定はいつまで仮勘定か。正確に言えば、仮勘定として取

扱(積極的に仮勘定だと主張したい)。

23) あくまで貸方二区分に抵触しないという点で、「負債か資本か」を決するまでの仮勘定であるならば、当該仮勘定を設けることが可能であると言っているだけである。つまり、仮勘定を設けることについて会計上全く問題ないと言いつもりはない。

- 
- 21) 覆す機会がそもそもないから覆されることがないのだが、それでも覆されることがないことには変わりはない。
- 22) 当該オプションに係る持分変動について沈黙を貫いているからと言って、それが必ずしも仮勘定の設定を意味しているとは考えていない。金融商品の時価変動を認識しない理由として、勿論、負債に分類していないから時価評価しないのだと切返すこともできる。つまり、持分変動を認識しないことが、それを資本として取扱っていることを意味しているということも可能である。しかし、持分変動を認識しないことは、必ずしも当該持分を資本として取扱うことを意味しない。ある金融商品を資本として取扱えば、勿論当該金融商品の時価変動は認識されないが、負債として認識しても、当該金融商品を自由に清算することができないなら時価評価は必要とされない(そして、「少なくとも現状では、ストック・オプションを付与した会社が、そのポジションを自由に清算することができない」(斎藤 [2013], 291頁。))。そして、仮勘定だから時価変動の取扱が留保されていると見ることもできないことはない。つまり新株予約権については、我が国がこれを仮勘定として取扱っている解釈する余地が残されていると言える(但し、私は現行の新株予約権の処理を

扱われている持分はいつまで仮勘定としての取扱を受けるのか。それは当該持分が変動を見、その変動差額の取扱を決するときである。即ち、当該持分変動差額を利益算入させるか資本算入させるかを決する局面において、当該持分は最早仮勘定では居られなくなる。そして当該持分変動差額の処理を決する際に、「持分変動差額を利益算入したら当該変動した持分は負債として取扱われ（ていたと判断され）、資本算入したら当該変動した持分は資本として取扱われ（ていたと判断される）」という循環が発動し、当該持分を表す貸方項目が負債か資本かに分類される。

この様に、一対一対応の下で仮勘定として扱われている持分は、その持分変動差額の取扱を決する直前までは仮勘定で居られる。しかし一度仮勘定としての地位を捨てたのならば、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応に投込まれ、当該持分は負債か資本かとして扱われる。そしてその後、当該前提の下では一度決められた持分の取扱に応じて持分変動差額の取扱は決まる。その取扱を破ることがなければ、それは持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を破るとまでは言えないだろう。逆に、負債か資本かの取扱が決せられた後に、その取扱に反して持分変動差額の取扱を決するとなったときに初めて、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応が破られる局面を迎えることになる。従って、当該一対一対応を取払うとは、持分変動差額の処理を一度決めた後に、その<sup>24)</sup>処理を変更させることを許容することを意味する。

さてこの様に考えると、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提とするということは、持分変動差額の取扱を持分の存続期間において固定することを導く。逆に当該前提を取払うと

24) 尚、ここでは、持分変動差額の取扱の決定が持分の取扱の決定に先行しているかの様な書き方になってしまっている。表現の便宜上この様な書き方になっているが、持分変動差額の取扱の決定は持分の取扱の決定を意味し、持分の取扱の決定は持分変動差額の取扱の決定を意味しているのだ（だからこそ「一対一」と表現しているのだが）、両者の決定は厳密に同時に行われると考えられる。

いうことは、持分変動差額の取扱を統一する必要がなくなることを意味する。<sup>25)26)</sup>

では、持分変動差額の取扱を固定するということは何を意味するのであろうか。

## 6. 持分変動と全体利益

再び山田の設例に戻りたい。

山田の設例にて挙げられた①、②、③の処理において、期間を跨いだ利益の合計は各々0ドル、+2ドル、-5ドルである。当該設例において株主が被った希薄化損失は、「(株価-権利行使価格)-オプション料」だから、本設例では5ドルになる。山田の試みはこの5ドルを損失として利益計算に反映させることだから、当該試みを達成するという観点からは、山田の支持する③の処理において、期間を跨いだ利益の合計が-5ドルとなることに問題はない。

一方、全体利益一致の原則という観点からはどうだろうか。ここで全体利益一致の原則とは、企業の存続期間全体の各期間利益の合計（以下、「期間利益合計」）が、企業の存続期間全体の収支差額（以下、「全体利益」）に一致することを指している。

当該プット・オプションに関する取引で生じた現金収支は（株式の買取に係る支出を除けば）オプション発行時の2ドルだけである。そうすると、プット・オプションの発行に伴う現金収入を絶対的中立収支と考えた場合には0ドルがこの取引の全体利益であり、<sup>27)28)</sup> そうでない場合には2ドルが全体利益である。従って、全体利益一致の原則に従

25) 一対一対応の前提を取払ったからと言って、必ずしも持分変動差額の取扱が固定されなくなるわけではない。

26) 従って、当該前提を取払った場合に初めて、オプション設定中の時価変動を利益算入しつつ、その消滅についてはオプションが行使されるか否かに依ってその取扱を決する様な仮勘定を設けることが可能となると言える。

27) ここで、プット・オプションの発行に伴う現金収入を絶対的中立収支（ここでは収入）と考えることについては議論の余地があると考えている。通常、絶対的中立収入として想定されているのは借入や資本の元入に伴う現金収入であ

えば、オプションの設定と行使の通算でオプションから生じる損益は0ドルか2ドルに収束する筈である。ところが、③の処理においては、全体利

ゝる。これらが絶対的中立収入として全体利益の金額に影響を与えないとされる背景には、借入であれば返済、元入であれば払戻による支出が為されることにより、最終的には当該収入が相殺されることが前提としてある。一方、プット・オプションの発行に伴う現金収入は、そうした支出を想定することが難しい。オプションの行使によって株主となるコール・オプションならば、オプションの行使時に当該オプションを現物出資していると考える余地があるが、行使によって株主から抜けるプット・オプションについてはその様なことを考える余地もないと考えられる。従って現在のところ私は、プット・オプションの発行に伴う現金収入を絶対的中立収支として取扱うことは厳しいのではないかと考えている。但し、この点については未だ議論の余地があるとも考えており、また本稿では、この点を留保しておいても議論に支障を来さないと判断した。それ故、本文の議論では、プット・オプションの発行に伴う現金収入を絶対的中立収支として考える場合と、そうでない場合とを等価に扱っている。

28) 本文の記述からは若干逸れるが、註26に関連して述べておきたいことがある。当該註でも述べた通り、絶対的中立収支が全体利益の金額に影響を与えないとされる背景には、これらの収入(支出)は将来的にこれと同額の支出(収入)が為されることにより、最終的に相殺される機会が存在することが前提としてある。従って、例えば債務免除の様に、為された収入(支出)を相殺する様な支出(収入)について、これが行われる機会が消滅すると、当該前提が崩れ、絶対的中立収支は絶対的中立収支ではなくなる。しかし、この様な局面を迎えたとしても、全体利益一致の原則は破られることはない。この様な局面では、全体利益の金額それ自体が変化するが、それと同額だけ期間利益の合計額も変化する。それ故、絶対的中立収支とされていた収支が絶対的中立収支でなくなったとしても、それに伴って期間利益合計と全体利益が乖離することはない。つまり絶対的中立収支が絶対的中立収支であり続けることは、全体利益一致の原則を破ることとは関係がない(絶対的中立収支でなかった収支が絶対的中立収支になる場合は想定し辛い<sup>29)</sup>が、その場合でも全体利益一致の原則を破ることとは無関係である。)

益は-5ドルになっている。つまり、③の処理を行うと全体利益一致の原則が破られるのである。

これが持分変動差額の取扱をオプションの設定中と行使時で変更したことに起因することは言うまでもない。期間利益の合計が全体利益に収束することの仕組は、簿価の変動が利益算入される項目について、当該項目の簿価の変動が期間を跨いで相殺されるところにある。そうした中で、ある同一の項目について、ある処理では簿価変動を利益算入し別の処理では簿価変動を利益算入しなければ、相殺が働かず期間利益の合計は全体利益に収束する必然性はなくなる。

持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を前提とした場合には、ある持分の変動差額についての取扱が固定される。それ故、当該前提の下では持分変動差額がそもそも利益算入されないか、利益算入されても期間を跨いで相殺されるかのどちらかが約束される。一方、持分変動差額の取扱について統一の必要がない状況では、ある持分に生じた持分変動差額が相殺される必然性はなく、全体利益に期間利益の合計が収束する必然性も亦、なくなってしまう。つまり、持分変動差額の取扱を固定することは全体利益の一致が成立するための必要条件だと言することができる。

利益計算を行う場合には貸借対照表貸方は二区分される。それは持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応という前提として受入れることだった。そしてこの前提の下では、一度決まった持分変動差額の取扱を変更することは許されない。そしてその制限は全体利益の一致の成立を守っている<sup>29)</sup>。そう結論することができるのではないだろうか。

## 7. 結論

本稿では先ず、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張の妥当性について検討を行った。そしてその中で、同主張には持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応が暗黙裡

29) 勿論、当該制限は全体利益一致の原則の必要条件であるため、当該原則を守っている条件の1つということになる。

に前提として受入れられていることを述べた。それを受けて、当該一対一対応が前提として置かれている場合にどの様な利益計算が為されるのか、という問題の設定を行い、これを検討していった。

そこでは以下の結論を導いた。持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応が前提として受入れられている場合には、持分変動差額の取扱を一度決めた途端、当該対応が発動し持分の取扱が決められる。そしてそれ以降はそのときに決められた持分の取扱が（やはり当該対応に従って）持分変動差額の取扱を一意に決める。このことは、当該一対一対応の前提下では、一度決まった持分変動差額の取扱を変更することは許されないことを意味している。そして持分変動差額の取扱を固定することは全体利益一致の原則が成立するための必要条件であるということ述べた。

このことから、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張は、持分変動差額の取扱と持分の取扱の一対一対応を暗黙裡に前提として受入れることを意味し、それは暗黙裡に全体利益一致の原則を前提として受入れていることを意味していると考えられる。

「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」、この主張を我々が行うとき、我々の頭には全体利益の一致がある。私はそう結論したい。

### 補遺：「利益計算をする場合には貸方が二区分になる」という主張の他の論拠

本文にて述べた通り、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張するためには、①利益計算を行う場合には貸方に三区分目を設けることはできない、ということと②利益計算を行う場合には貸方の区分を取扱うこともできない、ということとを述べる必要がある。本文では当該主張の論拠のうちの1つを取上げたが、補遺では、全ては難しいとしても、他の論拠をいくつか取上げ検討することとした。

#### (1) 資金調達コストの取扱からの論拠

この論拠は発行した持分から生じる配当や利息の支払の取扱という観点から、三区分目の成立や

区分を取扱うことはない主張する。即ち当該配当や利息の支払を会計上、費用として取扱うか、はたまた利益分配として取扱うかを決める必要がある。そしてこの取扱が、当該配当や利息の支払をもたらした持分の貸借対照表貸方での取扱によって決せられると考えられるのである。そして利益の計算上、配当や利息の支払は費用か利益分配かの二択である以上、それらをもたらした持分の貸方での取扱も二択だろうと考えるのである。しかし、こちらは事実上先の持分変動差額を利益算入として取扱うか資本算入として取扱うかという話と変わらない。なぜなら配当や利息の支払は、それらをもたらした持分の（持分計算上の）増価分を払戻や償還したものであると考えられるからである。<sup>30)</sup>

借入金の複利計算が分かり易い。複利計算は利息に利息がつくという考え方と言える。なぜ利息に利息がつくかと言えば、一定期間が経過し利息が生じたが、当該利息を支払わなかった、つまり当該利息分を追加で借入たと考えているからだろう。<sup>31)</sup>利息が生じるごとに当該利息の支払をしていけば利息に利息はつかず、利息額は当初の元本に約定利率を乗じた金額で一定となる。これが単利である。<sup>32)</sup>即ち、利息の発生は同時に借入金の増価

30) 基本的な発想は笠井 [2005] から得た。

31) 第I期首に100の借入金を年利10%で借入れた場合で利息の支払を行わなければ、借入金は100、110、121と増価する。これは、第I期に付された利息によってさらに増価した分(10)に対しても10%の利息が付された結果と言える。これを会計上表現すれば

第I期末：(借) 支払利息10 (貸) 借入金10  
第II期末：(借) 支払利息21 (貸) 借入金21  
となる。

32) 第I期首に100の借入金を年利10%で借入れた場合で毎年利息の支払を行えば、借入金は100のままである。但しこれは、各期に第I期に付された利息により増加した分(10)を毎回返済しているためと言える。これを会計上表現すれば、

第I期末：(借) 支払利息10 (貸) 借入金10  
(借) 借入金10 (貸) 現金10  
第II期末：(借) 支払利息10 (貸) 借入金10  
(借) 借入金10 (貸) 現金10  
となる。

をもたらす。そして利息の支払は、増価した借入金の一部返済に他ならない。これは、社債であっても事情は同じである。

では株式はどうだろう。株式の場合、利益計算の結果が損益勘定に纏められ、利益に相当する金額が損益勘定から資本金勘定へ振り替えられることによって株主持分を増価させる。増価した株主持分の一部払戻が配当と考えられる点は先の借入金や社債と変わることはない。但し、それに先立つ増価の計算が利益計算を不可欠としている。

配当や利息の支払の前には、それをもたらす持分の増価がある。先にも述べた通り、配当や利息の支払は持分の払戻或いは償還と考えられる。従って勝負どころは、支払に先立つ持分の増価、即ち持分変動差額をどの様に扱うかという局面に帰着する。但し、当該持分の増価額が、利益計算とは独立に決まるものと、利益計算によってしか決定しないものがある<sup>33)</sup>のである。

こうしたことから、こちらの資金調達コストの取扱からの論拠は、実質的に本文にて取上げた持分変動差額の取扱からの論拠と同じことを言っていると考えられる。

## (2) 一期間の現金収支から資本取引を弁別する必要性からの論拠

こちらは、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張のうち「②利益計算を行う場合には貸方の区分を取扱うこともできない」という部分についての論拠である。徳賀は次の様に主張する。

収益費用観を採用して、収益と費用の計算を貸借対照表から相対的に独立させたとしても、取引フローを資本取引と損益取引に区分できなければ期間損益は計算できず、両者を区分するためには資本取引および/または資本の定義が必要である<sup>34)</sup>。

33) 私個人は、この増価の計算に利益計算が不可欠であるか否かという点が、非常に重要なことに感じているのであるが、今は未だどう重要なかを表現できる程考えが纏まってはいない。

34) 徳賀 [2014], 303頁。

要するに取引フローから資本取引を除く必要があり、そのためには少なくとも資本取引を定義しなければならないだろうと述べられている。取引フローという用語の意味がよく分からないが、仮にこれを現金収支だとすると、正確に言えば現金収支から除かなければいけないのは、絶対的中立収支であって資本取引ではない。絶対的中立収支は持分に関する取引全般であり、絶対的中立収支という観点からは（例えば資本と負債の様に）持分の取扱に何らかの差を設けることはできない。従って、取引フローから資本取引を除く必要というのは、二区分を要請する②に関しての直接的な理由とはならない。

## (3) 会計主体論からの反論

ここで取上げるのは、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張のうち「②利益計算を行う場合には貸方の区分を取扱うこともできない」という部分に対して想定される反論である。

会計主体論とは「会計を誰の観点から行うかという「企業観」に関する理論<sup>35)</sup>」と言える。そして会計主体論には、「企業は資本主のもの<sup>36)</sup>」と考える資本主説、「企業はだれのものでもない、あるいは（あえていえば）、企業は企業それ自体のもの<sup>37)</sup>」と考える企業主体説、「企業はさまざまな利害関係者のもの、さらに別言すれば、企業はみんなのもの<sup>38)</sup>」と考える企業体説が存在する。

このうち企業主体説及び企業体説は、企業に対して全ての利害関係者を同格に扱うことから、それら利害関係者が提供する持分についても会計上特段の差を設けないと考えられる。従って、こうした前提に立った場合には貸方は無区分であり、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」とは言えないのではないかという反論が想定できる。これに応答できるだろうかを考える。

利益計算に関連して企業観が会計上の判断を左右する例として、友岡は、「さまざまな利害関係

35) 川村 [2004], 78頁。

36) 友岡 [2012], 111頁。

37) 同前書, 113頁。

38) 同前書, 同頁。

者に対する種々の支払を……[収益－費用＝利益]という算式において＝の左側に位置づけるか、それとも右側に位置づけるか、の判断<sup>39)</sup>を挙げている。そして次の様に述べている。

資本主説や代理人説においては株主に対する配当だけが利益の分配として捉えられ、企業主体説においては利益の分配として捉えられるものは一つもなく、企業体説においてはすべてが利益の分配として捉えられる<sup>40)</sup>。

利益計算との関連で会計主体論を考えると、企業の所有者と位置付けられる利害関係者への支払のみが利益の分配として捉えられる。それ故、持分全体は利益の帰属先たる利害関係者の提供した「特定の持分」と、(それ以外の利害関係者が提供した)「そうでない持分」に分けられる。

そして上記の考えに則れば、資本主説においては、この利益の帰属先たる「特定の持分」を株主持分が構成していると言える。では企業主体説や企業体説はどうかと言えば、企業主体説においては、この利益の帰属先たる「特定の持分」を構成する持分が想定されず(つまり空集合)、反対に企業体説では当該「特定の持分」が全ての持分で構成されていると言える。これは、「特定の持分」と「そうでない持分」との区別がなくなってしまうのとはわけが違う。

言換えれば次の通りである。「特定の持分」それ自体を想定するか否かと、それを構成する持分に何を想定するかは別の次元だと言える。それ故企業主体説であっても、「特定の持分」という考え方それ自体がなくなってしまうのではなく、あくまで「特定の持分」という考え方を想定しつつ、それを構成する持分が存在しないと想定することに、何らかの矛盾があるわけではない。その様に考える余地も充分にあると考えるのである<sup>41)</sup>。

39) 同前書、115頁。

40) 同前書、116頁。

41) 反対に企業体説であれば、「特定の持分」という考え方を想定しつつ、それを構成する持分が全ての持分であると想定する。今度は「そうでない持分」の方が空集合になるが、だからと言って「そうでない持分」という考え方がなく

貸方区分に話を戻すのならば、企業主体説に立った場合でも(或いは企業体説に立った場合でも)見かけは一区分(或いは無区分)だが、それは貸方二区分が想定された上で、片方の区分が空集合になっているとも考えられる。

貸方二区分はあくまで利益計算の前提であり、貸方が二区分されることから直ちに持分全体を利益の帰属先たる「特定の持分」と「そうでない持分」に区分するという考え方に繋がるわけではない。しかし、少なくとも、会計主体論を持出してみたところで、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張を崩すことはできないと考えられる。

## 参考文献

### [邦文献]

- 笠井昭次 [2005]『現代会計論』慶應義塾大学出版会。  
 川村義則 [2004]「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号、73-102頁。  
 斎藤静樹 [2013]『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社。  
 徳賀芳弘 [2014]「負債と資本の区分」『会計基準のコンバージェンス』平松一夫・辻山栄子編、中央経済社、275-328頁。  
 友岡賛 [2012]『会计学原理』税務経理協会。  
 山田純平 [2012]『資本金の基礎概念 負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社。

### [洋文献]

- Ohlson, J. A. and S. H. Penman [2005] *Debt vs. Equity: Accounting for Claims Contingent on Firms' Common Stock Performance with Particular Attention to Employee Compensation Options*. White Paper No.1, Center for Excellence in Accounting and Security Analysis, Columbia University.

[商学研究科後期博士課程]

、なくなってしまったというわけではない。こちらの方が理解を得られ易いかもしれない。